



【筆者紹介】高橋 貞三  
 ・(株)アーゼロンシステム  
 コンサルタント 代表取締役  
 ・シンクタンク食品関連コンサル  
 協議会(FCC) 副会長  
 ・スモールビジネス産学連携  
 支援センター(JSBIC) 理事  
 ・東アジア経営学会国際連合  
 (IFEAMA) 理事  
 ・NPO 東連ジャパン 理事

## 『新・食品表示法にどう対応しますか？』

— 機能性表示食品と栄養表示義務化を見据えて —

**新・食品表示法が平成27年4月1日より施行されました。**

### 1. 健康食品(保健機能食品)のこれまで

～食品製造・販売のための主な法律～

- ① 食品衛生法、② 食品表示法、③ 健康増進法、④ JAS法、  
 ⑤ 景品表示法、⑥ 特定商取引法など

I. 特定保健用食品:商品毎の個別審査を受け、認可を取る。  
 保健の用途の表示義務。

II. 栄養機能食品:国の企画基準に適合した食品の栄養成分機能表示。

### 2. 新・食品表示法が施行

- ① 機能性表示食品:保健機能食品として事業者の責任で、科学的根拠を基に商品パッケージにその機能性を表示し、消費者庁に届け出た食品。**保健の用途表示、疾病リスク低減表示は不可。**
- ・機能性表示食品の定義:食品表示基準第二条第一項第十号
  - ・機能性表示食品の義務表示項目:食品表示基準第三条第2項、第十八条第2項
  - ・『対象食品となるかの判断』は(イ)～(ホ)の要件を満たしたものが対象商品となる。
    - (イ) 疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦及び授乳婦を対象としていないか
    - (ロ) 機能性関与成分として作用機序が明確であり、定量、定性確認が可能な成分か
    - (ハ) 食事摂取基準が定められた栄養素でないか
      - (たんぱく質、n-6系脂肪酸、n-3系脂肪酸、食物繊維、VAの5成分は機能性関与成分となりうる。たとえば;各種アミノ酸、ペプチド、EPA, DHA, 難消化デキストリン等)
    - (ニ) 特別用途食品(トクホを含む)、栄養機能食品、アルコールを含有する飲料でないか
    - (ホ) 脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類、ナトリウム等の過剰摂取につながる食品ではないか
  - ・『安全性の根拠』は1次情報(文献)、2次情報(公的機関のデータベース等)からの安全性の確認(機能性関与成分と医薬品の相互作用、機能性関与成分を複数含む場合はその相互作用の有無について、各情報よりの安全性の確認が必要)。
  - ・『生産・製造及び品質の管理』は加工食品・生鮮食品共にHACCP等の衛生管理・品質管理 体制の届けが必要。同時に、含有成分の分析と含有量の確認が求められる。
  - ・『健康被害の情報収集体制』は健康被害の未然防止のため、情報収集し、行政機関への報告を行う体制の整備が求められる。
  - ・『機能性の根拠』は表示する機能性の科学的根拠の評価が求められる。

#### ② 栄養表示:義務化

#### ③ 一括表示:製造所固有記号、アレルギー表示、原材料と食品添加物の区分

■編集後記... いつの間にか蝉の声が蟋蟀に...○=(≥ ≤)ハッ!

編集責任者:高橋貞三 編集:梶川智子